

# 市政トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

## 在宅重度障害者手当受給者の方 現況届の提出を

在宅重度障害者手当を受給している方は現況届を提出してください。これは受給者の受給資格と所得状況を確認し、引き続き手当が受けられるかどうかを決定するものです。

現況届などの用紙は、いきいき広場内介護保険・障がいグループから受給者へ郵送します。必要事項を記入・押印のうえ返信用封筒にて郵送してください。

届かない場合は、連絡してください。

提出期限 9月10日(水)  
提出書類 現況届、同意書

※平成26年1月1日現在、高浜市に住民登録のない方は所得証明の提出が必要です。

提出・問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ

☎52-9871

## 児童扶養手当 振り込みました

児童扶養手当を8月11日に受給者の方の金融機関の口座に振り込みました。

受給資格がある方で、まだ申請していない方は問い合わせください。受給資格者 父または母がいないか、父または母が障がい(身障手帳1級か2級の一部)状態にある家庭で、18歳到達年度末までの児童または20歳未満で障がいの状態にある児童を養育している方

※所得制限あり

※公的年金受給者は対象外

問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ

☎52-9871

## 市県民税 第2期の納期限は 9月1日(月)です

市県民税は、地域生活に必要な学校や公園、道路などの整備を行う大切な財源になるものです。かならず納期限に納めましょう。

納付書は、納期限内に金融機関・コンビニエンスストアで利用できます。

口座振替の方は、納期限前に残高の確認をしてください。

## 口座振替を利用してください

納税には、口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関やコンビニなどに出かける必要がなく、指定した口座から自動的に引き落とされるため、納め忘れがありません。

申込手続きは、金融機関および市役所税務グループで行うことができます。通帳と、通帳に使用している印鑑を持参してください。

問合せ先

困り事務グループ

☎52-1111 (内線246・247・253)

口座振替について

(内線241・243・259)

## 国民健康保険税 第3期の納期限は 9月1日(月)です

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険に加入している皆さんの医療費や、子どもが生まれた時の給付などにあてられています。

納期限内に納めていただかないと、国民健康保険の財源が不足し、健全な運営に支障が出ます。かならず納期限内に納めましょう。

## 口座振替を利用してください

納税には、口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関やコンビニなどに出かける必要がなく、指定した口座から自動的に引き落とされるため、納め忘れがありません。

申込手続きは、金融機関および市役所市民窓口グループで行うことができます。通帳と、通帳に使用している印鑑を持参してください。

なお、口座振替を利用している場合は、残高の確認をしてください。

問合せ先

困り市民窓口グループ

☎52-1111 (内線261・262)